

会員会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人富津市シルバー人材センター定款第 7 条に規定する会員の会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で、会費とは年会費のことをいう。

(年会費の額)

第 3 条 一事業年度に納入すべき年会費の額は会員種別に応じて下記のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円(年額)
- (2) 特別会員 5,000円(年額)
- (3) 賛助会員(個人) 5,000円(年額)
- (4) 賛助会員(団体) 5,000円(年額)

2 一事業年度のうち、10月1日から3月31日までに入会する正会員及び特別会員の初年度の年会費の額は、前項の規定にかかわらず2,000円とする。

(納入期日)

第 4 条 会員の年会費は毎年1回4月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、入会の通知を受けた後、30日以内に年会費を納入するものとする。

(納入後の取り扱い)

第 5 条 会員が退会する時は、既に納入した年会費は返却しない。

(会費の使途)

第 6 条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第163条に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成30年4月1日から施行する。